

民間保育園
認定こども園
給付型幼稚園
地域型保育事業所
認可外保育施設

代表者各位

千葉市幼保運営課長

令和5年度千葉市保育所等物価高騰支援事業費補助金の実施について

日頃より本市保育行政についてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

標記の補助金につきまして、令和5年度予算説明会にて、令和4年度に引き続き給食費等の物価上昇相当分に係る補助を行う旨をご説明したところですが、事業者負担の軽減を図り、保育の質を維持できるよう、光熱費相当分についても併せて補助を行うこととしましたので、お知らせします。

記

【1. 給食費等支援補助】

1. 事業内容 給食費における物価上昇相当分について補助を行う。
2. 補助対象園 市内の民間保育園、認定こども園、幼稚園（私学助成・給付型）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、認可外保育施設（ベビーシッター除く）
3. 補助基準額 **【3歳未満児】**
一食当たり約23円（380円×物価上昇率6.2%）
算出方法：380円×物価上昇率6.2%×喫食予定日数×児童数
【3歳以上児】
一食当たり約16円（258円×物価上昇率6.2%）
算出方法：258円×物価上昇率6.2%×喫食予定日数×児童数

例) 喫食日数251日（4月からの給食の喫食予定日数）、児童数が3歳未満児60名、3歳以上児100名の場合
未満児：380円×6.2%×251日×60名
= 354,813円
以上児：258円×6.2%×251日×100名
= 401,499円

4. 補助要件 **①**物価高騰に伴う給食費の値上げは実施しないこと。または、当該補助金の額を差し引いて行うこと。
②価格改定のない外部搬入園や、弁当持参等においては、家庭への負担軽減により還元すること。

5. 事業開始年月日 令和5年4月1日
6. 補助対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
7. その他注意事項
- ・一時預かり（定期利用・不定期利用・未就園児預かり）児童分についても補助対象
 - ・休日保育利用児童分は補助対象外（在籍園に対して補助を行っているため）
 - ・3歳以上児は副食費部分について補助

【2. 光熱費支援補助】※令和5年度6月補正

1. 事業内容 光熱費における物価上昇相当分について補助を行う。
2. 補助対象園 市内の民間保育園、認定こども園、幼稚園（私学助成・給付型）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、認可外保育施設（ベビーシッター除く）
3. 補助基準額 児童1人当たり2,700円×児童数（7月1日時点）
※公立保育所の児童1人当たり光熱水費年間所要額や、物価上昇率を基に積算
4. 補助要件 補助対象期間（R5.4～R5.9）において、利用児童がいること。
5. 事業開始年月日 令和5年7月1日
6. 補助対象期間 令和5年4月1日～令和5年9月30日
7. その他注意事項 以下の事業の利用児童は、利用日数や利用時間、利用場所が様々であることなどの理由から、補助額の積算には含まない。
一時預かり事業、休日保育事業、延長保育事業

（問い合わせ）※園類型ごとに担当が異なります。

【保育園・認定こども園・給付型幼稚園・地域型保育事業】

幼保運営課 助成第1班

電話 043-245-5729 Email unei.CFE@city.chiba.lg.jp

【認可外保育施設】

幼保運営課 助成第2班

電話 043-245-5735 Email unei.CFE@city.chiba.lg.jp